

令和8年度事業計画

社会福祉法人 京丹波町社会福祉協議会

法人運営理念

全ての住民の心が輝く福祉のまちづくり

法人運営基本方針

<住民と福祉の共生>

全ての住民が支え合い、学び合い、福祉活動に主体的に参加し、共に生きることの素晴らしさを感じあえるまちづくりを目指します。

<福祉協働社会の構築>

地域のあらゆる機関・団体と協働し、全ての住民が心豊かで安全に暮らせるまちづくりに計画的に取り組めます。

<選ばれる福祉サービスの提供>

地域に密着した支援体制の整備・開発を提言・実施し、質の高いサービスを提供します。

I 基本目標

全国的に少子高齢化や人口減少に伴い、地域力が衰退し、地域の助け合い機能を維持することが困難になりつつあります。京丹波町でも高齢者や障がい者、ひとり親家庭など社会的に弱い立場にある方への影響や孤立・孤独の問題が顕在化しております。

そのような中、京丹波町社会福祉協議会（以下、本会）では第2期京丹波町地域福祉活動計画において「いつでも参加できる活動づくり」を活動方針とし、地域の課題を住民のみなさんが共有しながら支え合い・助け合いの仕組みが構築できる取り組みを推進していきます。

また、財政改善については、本会が地域福祉のセーフティネットの役割を果たしていくためにも、今後の組織の在り方を見定め、継続的な組織運営を目指して改革と取り組みを進めていきます。

最後に昨年度、本会共同作業所で発生した個別支援計画未作成と報酬の自主返還については、共同作業所だけでなく法人全体で再発防止に向けて取り組むとともに、職員一人ひとりが社協の役割である「誰もが安心して、その人らしい暮らし」を支援するため、自身の業務を見直し組織の改善を図ってまいります。

II 重点事業

1 地域の福祉力を高め、安心した生活を送るための活動の具体化と支援

(1) 第2期京丹波町地域福祉活動計画に基づいた福祉事業の推進

第2期京丹波町地域福祉活動計画では、語り合う場をとおして地域にある課題を住民と共有し、誰もが力を合わせ助け合う「きょうどう」のしくみをつくり、地域の中にあるつながりや見守り活動となる「地域の結び目」をよいあんばい（ほどよい関わり）でつなぎ合わせた「つながりネット」が広がるよう取り組みを進める。

(2) 地域の皆様と連携した事業の推進

食料支援フードバンク「わか便」をはじめ、住民寄り添い型助け合い活動「かがやき」や、京丹波町見守りネットワークなど、地域の皆さまと連携した事業を推進する。

(3) 個別支援と総合支援の連携による支援の強化

介護保険事業や共同作業所、ファミリー・サポート・センター事業等を運営しながら、「個別支援」の視点と「広域的な支援」の視点を持ち、行政や関係機関と連携することで、複雑・複合化する課題の解決に向けた取り組みを進める。

(4) 重層的支援体制整備事業に向けた社会福祉協議会の役割の明確化

行政や関係機関と連携し、高齢、障害、児童、生活困窮等の支援事業を活かしつつ、ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、社会福祉協議会が持つ「協議体としての役割」を再度見直し拡張していく。

2 災害ボランティアセンターの運営を通じて、災害に強いまちづくりの推進を図る

(1) 災害時での災害ボランティアセンター設置と運営

京丹波町と連携を図り、災害時における災害ボランティアセンターの設置と運営に向けた取り組みの推進

(2) 防災・減災の啓発活動

平常時における防災・減災に向けた住民研修会の開催

(3) 災害時要配慮者支援事業の構築

行政、関係機関と連携した災害時要配慮者支援に向けた取り組みの推進

3 社会福祉協議会の運営組織基盤の強化

(1) 財政改善計画に基づく運営状況の健全化

①本会が複雑化する福祉課題のセーフティーネットの役割を發揮するために、継続的に安定した運営を図る。

②財政改善計画に基づいた予算の執行を行い、運営状況の健全化に取り組む。

ア 定期的な財政状況の確認と改善に向けた取り組みの実行

イ 京丹波町行政へ補助金補助率向上の要望

③社協の意義や活動事業を広く伝え一般会員の確保を進めるほか、賛助会員や特別会員の増加に向け一層取り組みを進める。

④社会福祉協議会活動財源の確保に向けた更なる取り組みの展開

(2) 社会福祉に従事する専門職集団としての活動強化

①福祉活動の専門職としての責任と、より専門性を活かした活動の展開を図り、住民から信頼される職員の資質向上に取り組む。

②職員の資質向上に向けた研修活動の充実と計画的実施

ア 職員が主体的に参加できる内部研修会の開催

イ 外部研修受講をはじめ、積極的な研修受講を計画的に実施

③組織として内部統制を強化し、法令順守しながら各業務の適切な運営に取り組み、誰もがその人らしい暮らしができる支援を目指す。

Ⅲ 事業推進計画

1 法人運営

(1) 会務の運営

- ①理事会の開催・・・本会の執行機関としての役割を担う
- ②評議員会の開催・・・本会の議決機関としての役割を担う
- ③監事会の開催・・・上半期（4月～9月）、下半期（10月～3月）の事業運営状況、資金収支決算執行状況等について監査及び指導を受ける
- ④正副会長会（三役・管理職会議）
 - ・・・事業推進の確認や予算執行の確認並びに専決決裁機能を担う
- ⑤各種委員会の開催・課題や方向性を明確にする委員会活動の強化を図る
- ⑥職員会議の開催・・・管理職会議、係長会議、担当部門間会議等の定例化、連携の強化
- ⑦役職員研修の実施・本会基本研修と専門分野別研修の実施

2 地域福祉事業の展開

地域では様々な住民が暮らしており、その生活のなかで「世帯の課題」や「地域の課題」があります。その課題には、住民自身が主体的に関わったり地域住民が相互に助け合ったりすることで解決してきました。しかし、課題の多様化・複雑化、また地域の高齢化・つながりの希薄化により解決が難しい状況となっています。

これらのケースに対し、関係機関や他団体と共に、地域住民への個別支援と地域支援の視点を持って解決の取り組みを行います。また、その支援に際しても抱える課題だけにとらわれず、「強み」や「良さ」に目を向け、住民や地域が持つプラス面を活かすことを意識して支援に取り組みます。

(1) 地域福祉活動の推進

- ①福祉ニーズに基づく活動展開の実施
 - ア 調査・研究活動の推進
 - イ 地域福祉活動計画に基づく取り組みの推進
- ②広報活動の展開
 - ア 社協広報誌「ほほえみ」の発行
 - イ ボランティア情報誌「ほのボラ」の発行
 - ウ ホームページやフェイスブックによる広域的な社協活動の紹介
 - エ 京丹波町自主放送番組を活用した社協活動の紹介等、広報活動の展開
- ③啓発活動の展開
 - ア 福祉のまちづくりに向けた取り組みの推進
 - イ 本会マスコットキャラクター「ここたん」の活用

④地域福祉ネットワーク事業の展開

- ア ふれあいいいきサロン活動の展開
- イ 小地域ボランティアによる高齢者支援活動の実施
- ウ 見守り活動重層化に向けた関係機関との協働活動とシステム化の構築

⑤地域における自立に向けた支援事業の展開

- ア 地域のなかで見守りが必要な方への支援

⑥くらしの応援活動を目指した事業の展開

- ア 住民寄り添い型助け合い活動「かがやき」の実施
- イ 「総合事業」との連携と調整及び事業開発に向けた研究

⑦福祉教育事業の推進

- ア 福祉教育事業の推進
- イ 福祉体験学習事業の実施

⑧当事者組織・団体への支援

- ア 老人クラブ連合会への支援
- イ 障害者団体への支援
- ウ 障害児者を守る会への支援
- エ 母子寡婦福祉会への支援

(2) ボランティア活動の推進

①ボランティア活動支援事業

- ア ボランティア養成講座、交流研修会等の開催
- イ ボランティア登録・斡旋及び援助・指導の実施
- ウ ボランティア活動に関する調査研究及び情報提供
- エ ボランティア活動用のレクリエーション資材の整備及び貸出推進
- オ ボランティア基金の運用

(3) 災害ボランティアセンターの運営強化

①災害ボランティアセンター運営強化のための事業推進

- ア 災害ボランティアセンター支援ボランティア養成講座の開催
- イ 災害ボランティアセンター運営訓練等の実施
- ウ 京丹波町総務課危機管理室、府災害ボランティアセンター等との連携強化

②平常時における防災・減災に向けた啓発活動の展開

- ア 災害ボランティアセンター町民講座の開催

(4) 相談支援事業の推進

総合相談窓口として、あらゆる相談に対応するとともに、ひきこもり支援の在り方を模索し、関係機関との連携を図りながら相談支援とセーフティーネットの充実を目指す。

①生活相談所の開設

広く住民の日常生活の相談に応じ、適切な助言・援助を行い地域住民の福祉向上を図る目的を持って、くらしの困りごと（心配ごと）相談所を開設する。併せて専門相談として、京都府弁護士会の協力を得て無料法律相談所も開設する。

ア くらしの困りごと（心配ごと）相談所の開設

イ 無料法律相談所の開設

ウ 食料支援フードバンク「わかっ便」の取組

②福祉資金貸付事業

経済的に不安定な世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、安定した生活を送れることを目的に実施する。

③特例貸付フォローアップ相談・支援事業

コロナ禍の経済的影響から生活福祉資金特例貸付を受けた世帯に対し、借受人等が地域で安心して暮らすことができるよう、償還支援や生活相談を関係機関と連携して支援する。

④福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）

判断能力に支援の必要な方に、福祉サービスの利用及び金銭管理等を行い、地域で自立した暮らしを送れるよう支援する。

⑤京丹波町成年後見センター（中核機関）

京丹波町福祉支援課と共同で事務局を担い、成年後見制度利用促進や制度の啓発、複雑化した課題を要する世帯の支援を各関係機関とともに挙げる。

⑥法人後見事業

京都府社会福祉協議会から受託し、持続可能な権利擁護支援事業として京丹波町での法人後見事業を実施する。

⑦ひきこもり等居場所づくり支援事業

ひきこもり状態の方やその家族が気軽に参加できる機会を開設し、当事者等からの相談に応じて必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関と連携を図り、地域における自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

3 在宅福祉活動の推進

(1) 高齢者福祉推進事業の展開

第9期介護保険事業計画に沿って一人ひとりの思いや願いの実現を目指し、多様なライフスタイルを見据えつつ、地域のちからや社会資源の発掘を行いながらサービスの提供につなぎ、支援する事業所として運営をいたします。

また全国社会福祉協議会が策定した「社会福祉協議会基本要項2025」や第2期京丹波町地域福祉活動計画に基づき、社協内部はもちろん、他法人、事業所と連携し個別支援の視点から、住民相互で助け合える広域的な支援への視点とも連携させる社協独自の在宅福祉事業を展開し、利用者に選んでもらえる事業所となることで財政の安定にも努めてまいります。

①介護保険事業の推進

<実施事業>

○介護保険事業

●居宅介護支援事業・・・「ケアプランセンターほほえみ」

ケアマネジャーによるケアプランの作成・管理支援及び相談事業

●訪問介護事業・・・「ヘルパーセンターほほえみ」

ホームヘルパーによる生活援助（洗濯・掃除・調理等）、身体介護（入浴・食事・排泄等）を提供する。

○日常生活支援・総合事業

要支援認定の方等が利用する総合事業を継続受託し、利用者が少しでも安らげる居場所と本人の自立に向けた取り組みや社会と関わりで、要介護状態にならないよう介護予防の取り組みを行う。

●通所型サービスA

介護予防と閉じこもり防止を目的に「ここにコクラブ」の名称のもと、体操やレクリエーション、文化的取り組み等を定期的実施する。

②高齢者生活支援事業の推進（介護保険事業以外のサービス事業）

概ね65歳以上の高齢者や支援の必要な方に対し、町へ利用申請を行い許可が得られた方に以下の実施事業を提供する。

<実施事業>

●軽度生活支援事業

一人暮らし高齢者、高齢者世帯に対し、軽易な日常生活の援助（掃除・洗濯・調理や健康相談、栄養指導等）を行う。

●外出支援事業

公共交通機関を利用することが困難な高齢者に対して、病院通院等の外出支援を行う。

●食の自立支援サービス

調理することが困難な高齢者等に対し、月曜日から土曜日の間、夕食弁当を配食する。

●訪問理美容サービス

理美容院の利用が困難な高齢者に対し、社会福祉協議会に登録した理容師・美容師が在宅に出向き、散髪・整髪を行う。

●介護用品の貸出・斡旋事業（社協独自事業）

ア 車イス・歩行器・押し車の無料貸出し（社協会員）

イ 介護用品の斡旋・・・購入については利用者の実費負担

（２）障害者福祉事業の推進

<実施事業>

●障害者居宅介護事業・重度訪問介護事業

ホームヘルパーが居宅を訪問し、生活援助・身体介護支援、また外出時の移動介護等を行う。

●重症心身障害児者等通院・通所送迎事業

人工透析患者の通院送迎事業・・・京都中部総合医療センター、綾部市立病院

●障害者ガイドヘルパー派遣事業

障がいのある方にガイドヘルパーを派遣し外出の支援を行う。

●障害者共同作業所運営事業

地域社会の中で「働きたい」「自立した生活を送りたい」など、誰もが思っている当たり前の願いを実現するため、働く喜びや、やりがい、達成感を感じていただき、共同作業所での活動をとおして、社会の中における意欲や自信となることを目指します。

また、利用者の生活全般への気配りや相談、すべての人々のかけがえのない存在であることを認め合いながら、心豊かに生きがいをもって暮らしていただけるよう事業を行います。

ア 生活介護事業

身体的機能や生活能力の向上をめざし、基本的な生活習慣の確保、生産的活動・創造的活動を提供する。

イ 就労継続支援B型事業

一般就労に向けて必要な知識や能力の向上をめざし生産活動やその他の本人に合った訓練や支援を行う。

●特定障害者指定相談支援事業（相談支援センターにじ）

障害のある利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関と緊密な連携を図りつつ、利用者一人ひとりの意向、適正、障害の特性等に応じ、適切かつ効果的に支援を行う。

- ア 相談
- イ 関係機関との調整
- ウ サービス利用計画の作成

●グループホームについて

グループホーム設立に向けて、行政・関係機関とともに連携を行う。

また、本会訪問介護の体制を整えることで、障がいのある方の在宅生活を支え、親亡き後も住み慣れた環境での生活が継続できるよう取り組む。

（3）子育て支援活動

①ファミリー・サポート・センター事業の実施

「子育ての支援希望者」と「子育て応援可能者」が「お願い」「預かり」の会員に登録し、お互いに助け合いながら子育ての相互支援活動を地域において行う。

<事業内容>

- ア こども園、小学校等の始業前の時間や終了時の時間に子どもを預かること
- イ こども園、小学校等の施設に送迎を行うこと
- ウ 放課後や学童保育等の終了時に子どもを迎えに行き、その後預かること
- エ 保護者の急用（疾病、看護、冠婚葬祭等）の時に、子どもを預かること

②お誕生お祝いカード事業の実施

お誕生を祝して、押し花ボランティア等と協力しながら、子育て情報の資料を同封して、対象新生児に送付する。

4 共同募金運動の実施

（1）共同募金運動の実施

本会は、京都府共同募金会並びに京丹波町共同募金会に協力し、赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい募金運動を実施します。また、募金配分事業を実施し、町内の地域福祉活動の充実を図ります。

5 その他の事業

- （1）日本赤十字運動への協力
- （2）丹波健康管理センターの管理運営
- （3）和知高齢者コミュニティセンターの管理運営